

## 第5期 雲南市農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 平成29年2月22日(水) 13:30~15:25

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(36名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄
17番 柳原昌広	18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典	29番 山本裕子
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員(1名) 28番 川上蘆求

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦  
(農林振興課) 統括主幹 小林洋治

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第200号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第201号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について
- ・議第202号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第203号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第204号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## 7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は36名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第32回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、27番持田明典委員、29番山本裕子委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第200号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ「議第200号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>1 2 ページをご覧ください。1 件の申請が出ております。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他 1 筆、地目は登記簿、畑、現況、荒廃農地で面積は合計で 2, 383 m<sup>2</sup>、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作が困難な場所であり雑木、雑草等が繁茂し農地への復旧が困難となったため、地目変更をしたい」ということです。平成 2 9 年 2 月 8 日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員さんです。周辺農地への影響はなく、山林原野化が進み農地への復旧は困難な土地であり、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 2 0 0 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 0 0 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 2 0 1 号 農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」を議題とします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>農林振興課担い手支援グループの小林です。</p> <p>私の方から、議第 2 0 1 号について説明させていただきます。議案書 1 3 ページから資料を添付しております。ご覧ください。</p> <p>今般、市内において農事組合法人が設立され、今後の利用権設定等におきます認可</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>に必要となるため、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定を農業委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>今般設立された法人ですが、議案書14ページに事業計画を添付しております、〇〇町〇〇地区の農事組合法人〇〇でございます。</p> <p>先月1月22日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところで</p> <p>す。</p> <p>元々、特定農業団体として農業経営を行っておられた組合でありましたが、農業生産の共同化と効率的、生産コストの低減などを図り、組合員の共同利益の増進と集落の農地維持を目的に法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、構成員16名で、理事7名及び監事2名の役員体制、農業の経営のほか、農業に関連する事業と併せ行う林業の経営、附帯事業となっております。</p> <p>15ページの6. 資金計画から9. 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件整備状況につきましては、詳細を次のページから添付しております。</p> <p>16ページは経営計画書となっております。水稻を中心とした経営計画となっております。</p> <p>17ページから18ページに経営収支計画を添付しております。今後は利用権設定による集積を進めながら経営の安定化を図る計画であります。詳しい内容はご覧いただきたいと存じます。</p> <p>19ページには設立の経過資料を、次の20ページに組合員名簿を添付しておりますし、21ページに役員名簿を添付しております。□□さんが代表理事であります。</p> <p>次の22ページから登記事項証明書の写しを添付しております。登記日は1月27日であります。</p> <p>法人の説明は以上です。</p> <p>次に、お諮りする農地所有適格法人の認可について説明いたします。</p> <p>24ページに別紙として農地所有適格法人の要件にかかる事項を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>1点目は、組織要件でありまして、農事組合法人のため適合であります。2点目に、事業要件であります。主たる事業が農業と農業関連事業であるため適合であります。最後に3点目の業務執行役員要件であります。下の表のとおり、理事の過半が年間150日以上農業関連に従事し、さらにそのうち1名以上が60日以上農作業に従事される見込みであるため適合となります。</p> <p>以上のように、今般、設立されました法人につきましては、いずれの要件も満たしていると判断し、資格を有するものとして認可をお願いするものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第201号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第201号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第202号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ「議第202号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>26ページをご覧ください。10件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は69㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、及び〇〇市〇〇町の□□□□さんそれぞれ持分が2分の1の共有物件で申請事由は、「譲受人の要望のため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は10アール当たり50,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積が512㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「効率的な耕作を永続的に行っていくため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。次の申請番号3番とセットで土地を交換されるもので土地代は無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他2筆、地目は登記簿、現況とも田が1筆、登記簿、現況とも畑が2筆で面積は合計で2,243㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「効率的な耕作を永続的に行っていくため」とい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>うことです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。交換によるもので土地代は無償となっています。さきほどの申請番号2番との交換物件で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は1,135㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため親戚に譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当り176,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は280㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は先ほどの申請番号4番と同じく〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため隣接者に譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当り89,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目は登記簿、現況とも畑、2筆で面積は合計で716㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「空き家付農地制度を利用して買い受けたい。」ということです。土地代は10アール当り67,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他9筆、地目は登記簿、現況とも田7筆、登記簿、現況とも畑が3筆で面積は合計で5,809㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は先ほどの申請番号6番と同じで〇〇市〇〇の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当り50,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他2筆、地目は登記簿、現況とも畑が3筆で面積は合計で696㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「空き家付農地制度を利用して譲り受け」ということです。土地代は10アール当り72,000円で確認は〇〇委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号 9 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 194 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さん及び〇〇県〇〇市の□□□□さん、持分がそれぞれ 2 分の 1 の共有物件で申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「空き家付農地制度を利用し譲り受ける」ということです。土地代は空き家とセットということで無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 10 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他 2 筆、地目は登記簿、現況とも田で面積は合計で 5,338 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「病气入院となり耕作が困難になったため、親戚に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は 10 アール当り 6,000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>本案件について「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 4 番	<p>1 4 番〇〇です。6 番の案件ですが、もう少し説明してくれませんか。空き家付き制度を利用してとなっていますが、約 5 反部持っておられ、更に 7 畝ですが、自分が農地を持っていて更に制度を利用して取得することはどういうことでしたっけ。全く持たないで空き家付き農地を取得するのは、後でも出てくるのでわかりやすいが、どういうことでしたっけ。申請事由をこうされたのはどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>6 番で△△△△さん、今回空き家付き農地で取得された方ですが、次男さんで〇〇町〇〇△△-△は実家であり、実家の経営面積としては 49.6 アールが出ていますが、これだとそのように見えてしまいます。実際のところは分家されるので世帯を持たれる関係でこの度の経営面積ではゼロと考えています。</p>
1 4 番	<p>これからスタートということで良くわかりますが、経営のところはゼロじゃないかと思えます。主旨がよくわからないが、実家の面積で手伝っていたということであれ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
14番	ばわかります。これからヨーイドンであれば7畝からスタートですね。経営していたということにはならないのではと思ったから質問したところです。
事務局	おっしゃるとおりです。世帯台帳ということになるとこのように出てしまいます。
27番	補足しますが、27番〇〇です。この方は今まで〇〇に住んでおられました。今度帰郷して空き家付き農地を求めたいということで相談がありました。先代のお父さんが10年くらい前に亡くなられ、おそらく財産分与という形で台帳上に残ったのではないかと私は存じています。そのような状況ですのでよろしく願いいたします。
議長	ご理解いただけましたでしょうか。
14番	空き家を取得して△△さんが入って土地を利用するということですね。単純にゼロと思ったものですから。ありがとうございました。
議長	他に質疑はございませんか。  (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第202号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第202号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、「議第203号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書30ページ、「議第203号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。 31ページをご覧ください。今回8件の提出がありました。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は104㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、個人住宅で住宅1棟分を建築されます。転用の理由は 現在の居宅物件は老朽化し場所によっては危険な箇所もあり、新築に伴い敷地が狭隘となるため申請地を転用し、住宅を新築したいとのことです。始末書が出されており、平成28年11月から自宅を新築し利用してきたとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、他1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は25.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるためとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の許可が平成28年2月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、他1筆、地目は田、現況は雑種地で、申請面積は2,132㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場で倉庫1棟分を建設されます。転用理由は、申請地に盛土を行い資材置場としたいとのことです。</p> <p>2種農地で、農用地区域外で、確認は1,000㎡を越えていることから〇〇委員さん、〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、は田、現況は雑種地で、申請面積は798㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で駐車区画41台分を整備されます。転用理由は、商業施設の来客用の駐車場として申請地を利用したいとのことです。始末書が出されており、平成8年より造成し貸駐車場として利用してきたとのことです</p> <p>3種農地で農用地区域外の近隣商業地域で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟分を建設されます。転用理由は、現在の墓地は急峻な山中にあり今後の維持管理が困難であるため申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>2種農地で、農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟分を建設されます。転用理由は、現在の墓地が急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので、申請地に移転する。とのことです。</p> <p>2種農地で農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は合計で61㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は倉庫及び進入路で車庫1棟分を建設されます。転用理由は、車庫がないので申請地へ建築し、また住宅への進入路が狭いので拡張する。とのことです。始末書が出されており、平成5年頃から車庫の建築及び進入路を拡張し利用してきました。とのことです。</p> <p>2種農地で、農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、他1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は39㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟分を建築されます。転用理由は、現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険な為、申請地に移転するとのことです。</p> <p>2種農地で農用地域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
2 2 番	<p>2 2 番〇〇です。1番の件であります。□□□□さんの新築に伴う始末書が出ておりますので説明いたします。□□さんの新築は、今まで建っていたところに立てるということで仕事を始めかけ測量をしたところ、農地が残っていたということで緊急に除外申請をしていただきました。しかし、もう工事に取り掛らなければならなかつ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
22番	<p>たことから、そのまま家を建ててしまったということで始末書が出ておりますので、若干読ませていただきます。</p> <p>雲南市〇〇町〇〇に自宅を新築した。農地法の認識不足から前記事情があるにせよ、許可を待たず勝手に農地を整地し住宅敷地として利用したことについて深く反省しております。今後は、農地法を順守し、必ず許可を得てから農地転用を行うことを誓いますので、諸事情をご理解いただき許可をいただきますようよろしくお願いいたします。という始末書をいただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
6番	<p>6番〇〇です。3番目の案件ですが、先ほど事務局から報告がありましたが、平成20年にこのように造成して使ってこられました。この土地は農地パトロールで確認していますが、元は田で減反の対象となったものです。この人は以前土建業をやっておられ、土建資材を置いておられたということです。始末書を預かっていますので読ませていただきます。〇〇町〇〇△△-△と△△-△の土地は田でありましたが、平成20年ごろに許可申請手続きをせず資材置き場として造成、整備を行い使用してまいりました。誠に申し訳なく存じますとともに深く反省しております。本来ならば農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工しておりました。今後は、法令を順守し、このような不始末のないよう十分に注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。ということですのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
17番	<p>17番〇〇です。7番の案件ですが、確認委員は〇〇委員ですが、今日は欠席のため変わって説明させていただきます。この□□さんの案件は、先月の総会の時に墓地の申請が出ておまして、その際の確認の時にわかった案件です。65ページの上の写真ですが、先代のお父さんが建てられた家で、そこから道路の方へ進入路が通っております。下の写真ですが、母屋に向かって左の方で、今回農地へ車庫が建てられていたということです。無断転用の事実が墓地転用の手続きの際に現地で判明したもので、□□さんは無断転用の事実を知り、責任を感じ素早く処理に着手され、またこのような失態を重く反省しているということをお聞きしていますので、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
16番	<p>16番〇〇です。4番の案件ですが、前から駐車場で使っておられたところで、パトロールで歩いた時にわかっていました。以前から言っていました、なかなか聞いてもらえなかったですが、ようやくこれが出され一安心したところです。どうかよろしくよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第203号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第203号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第204号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書34ページ「議第204号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>35ページをご覧ください。今回申請が3件出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目は登記簿 田、現況 雑種地が1筆、登記簿 畑、現況 雑種地が1筆、面積は378㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の亡□□□□さん。相続人は□□□□さんで、借受人は〇〇町〇〇の△△株式会社 代表取締役△△△△さんです。転用目的は資材置場で採石10㎡、砂10㎡、瓦500枚置場として整備されます。転用理由は、「資材置場が不足しており、資材置場として利用したい。」ということです。平成28年12月26日に農用地除外の許可が出ており、賃借料は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田・現況 雑種地、面積は1,046㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。借受人は社会福祉法人△△ 理事△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画32台分を整備されます。転用理由は、「利用していた駐車場が他の施設が建設され利用できなくなった為、申請地を駐車場として利用したい。」ということです。都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料10アール当り680,000円、転用期間は3年間、確認は〇〇委員さん、〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他2筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は2,340㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇市〇〇の□□□□さん、借受人は△△株式会社 代表取締役△△△△さんです。転用目的は残土処理場として使用されます。転用理由は、「建設工事用残土処理場がないので申請地を利用したい。」ということです。農用地区域内農地、賃借料は10アール当り21,000円、転用期間は3年間、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
19番	<p>19番〇〇です。2番の案件ですが、〇〇の駐車場に□□が建ちまして、そこに駐車されていた車両を3年位前から申請地を埋め立て駐車されております。これは暫定的に駐車場として使用したいということで、そのそばにあります△△住宅がかなり古いということで、そこを移転解体してその跡地に駐車場を考えておられましたが、移転先が決まらないということで、もう少し引き続き駐車場として使用したいという申請です。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
24番	<p>24番〇〇です。申請番号1番の始末書付き案件ですが、申請人の△△さんは左官業を営んでおられます。田を畑に変え、将来は果樹畑として利用したいとのことでした。左官業をやっておられるので廃土を利用して田んぼを埋めておられました。埋めて平らになった段階でいちじくや柿を植えておられましたが、猿やカラスなどの鳥獣被害によって収穫できないということで、果樹畑を諦められまして、その後へ左官業でありますからガラスとかブロックとかを置かれるようになりました。それでは農地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
24番	法上違反扱いになるので、正しい方法で許可申請をしてくださいと長年言ってきましたので、今回申請されたものです。よろしくお願いします。以上です。
議 長	他にございませんか。
36番	36番〇〇です。3番の案件ですが、残土処理場として使いたいということで、以前隣接地で残土埋立地として同じ△△さんが使っておられました。そこがいっぱいになったので、その下側で少し面積が広いですがこれを埋め立てしたい。埋め立て後は畑として利用したいということです。期間が3年とありまして、1年でどのくらい残土が出るか工事量によって違うのでわかりませんが、また延長してやられると思いますが、後をしっかり管理してほしいと付け加えております。残土の土砂が流れないよう方策をとって下さいとの要望は付いております。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。
27番	27番〇〇です。今の3番の案件ですが、残土処理場となっておりますが、建設残土は一般産業廃棄物になると思いますが、そこらあたりの農業委員会としての見解はどのような考えですか。
議 長	事務局でわかりますか。
27番	残土処理場ということではなくて、圃場整備という形式をとられた方がいいのではと私は思うのですが。
事務局	確認をさせていただきたいです。
議 長	産廃との関連がございますので、5分間休憩を取ります。  (休憩)
議 長	再開をいたします。先ほどの質問に対して説明をいただきます。
事務局	先ほどの残土に産廃のコンクリートガラとかそういう物が含まれているのではないかという話ですが、残土というのは、泥、粘土とかそういうものが残土でして、泥を捨てるのが残土処理場です。例えばコンクリートガラとか産廃が入った場合には悪質な業者といいですか、見つけたら農業委員会で指導すべきものであるというところで、申請者に聞いたところそのようなものを混ぜて捨てないということを確認しました。特に残土処理場について許可がいるということもありませんで、以前〇〇で残土処理場の転用がでましたが、こちらは規模が大きいということで、県に登録されると宣伝にもなるということから、そちらについては、登録されたということです。基本

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>的には残土処理場としての許可は特に必要ありません。農地法の許可のみで終わるといってございました。以上でございます。</p>
議 長	<p>産業廃棄物処理法には抵触しないという説明のようでしたが、よろしいでございますか。</p>
27番	<p>よろしいです。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第204号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。従いまして、申請のとおり3件とも許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第204号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書36ページ「議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町2件、〇〇町6件、〇〇町5件、〇〇町30件、〇〇町1件の計44件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号9番、申請番号10番、申請番号11番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p> <p>15時20分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号9番、申請番号10番、申請番号11番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表をお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。2件の案件いずれも妥当と認めましたのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に〇〇町。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。〇〇町6件、いずれも妥当であると認めましたのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に〇〇町。</p>
5 番	<p>5番〇〇です。12番、13番の2件ですが、いずれも妥当と判断しましたのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町。</p>
2 5 番	<p>25番〇〇です。〇〇町30件、いずれも妥当と判断いたしました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に〇〇町。</p>
3 番	<p>3番〇〇です。〇〇町1件です。妥当と考えております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号9番、10番、11番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号9番、10番、11番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号9番、10番、11番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、17番〇〇委員にはご退席願います。それでは、申請番号9番、10番、11番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
5 番	<p>5番〇〇です。今の3件ですが、農業委員さんでもありますし、認定農業者として地区の農業の発展に大変頑張っていており敬意を表しますので、妥当と判断いたしております。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号9番、10番、11番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第205号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号9番、10番、11番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>17番〇〇委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <p>(1) 平成29年度標準農作業料金等について</p> <p>(2) 遊休農地の利用意向調査結果について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_